平成２４年（フ）第１４４０６号
千葉県千葉市美浜区高洲２丁目８　８棟426号、開始決定時の住所千葉県千葉市中央区鵜の森町２－１－102
破産者　萩原　一美
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４５４号
東京都足立区辰沼２丁目15番７号
破産者　グローバル建設株式会社
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７３４号
東京都江東区枝川２丁目27－８－303
破産者　秋山　　聡
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２９９３号
東京都新宿区高田馬場２丁目11番９号
破産者　株式会社イーエス・エンターテインメント
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１２１号
千葉県館山市洲崎727
破産者　田邉　憲一
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１８３号
宮城県仙台市宮城野区岩切字台屋敷９－15、開始決定時の住所東京都葛飾区新宿１丁目９－３　レオパレスグリーンハイツ４号－104
破産者　佐竹　祐人
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３３６号
東京都江戸川区西葛西２丁目15番12－102号ニュー和幸
破産者　株式会社アースアセットマネジメント
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４７３号
東京都目黒区中根１丁目14番15号
破産者　株式会社アライ
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４７４号
東京都目黒区八雲２丁目６－12－402
破産者　荒井　信彦
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４８７号
神奈川県横浜市南区別所５丁目５－２
破産者　白川　延行
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７４６号
東京都墨田区向島３丁目８番４号
破産者　株式会社丸松製作所
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３７４７号
東京都墨田区向島３丁目８－４
破産者　鵜飼　秀次
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８００号
東京都中野区弥生町１丁目54－６－301
破産者　大河内善文
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８４６号
東京都世田谷区太子堂５丁目13番23号
破産者　株式会社ｅｓｐｒｉｔ
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０４４号
東京都杉並区阿佐谷北４丁目21番６号
破産者　有限会社こまわり住宅設備
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０４５号
東京都杉並区阿佐谷北４丁目21－６
破産者　鈴木　庸介
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２７７号
埼玉県さいたま市岩槻区大字金重199－３
破産者　田村　文夫
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２７８号
埼玉県さいたま市岩槻区大字金重199－３
破産者　田村キヨ子
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４７６号
千葉県旭市三川4427－102
破産者　木村　満徳
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４４９０号
東京都大田区大森北４丁目８－９－302
破産者　北本　康毅
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５３２号
東京都練馬区早宮４丁目10－32－105
破産者　宅間　隆一
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８０６号
神奈川県川崎市川崎区小田６丁目９－12－102
破産者　小柳　正嘉
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部